

令和3年度 財政援助団体及び公の施設の指定管理団体監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の目的

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、町が財政援助している団体及び公の施設の指定管理団体に対して、出納その他の事務事業の執行、運営が適正かつ効果的に行われているかを監査するもの。以下の事項について実施した。

(1) 令和元年7月3日に監査を実施した当該NPO法人スポネットせいらう(以下「スポネットと言う。」に対して、指摘した事項の改善状況について。

- | | |
|-----------|----------------------------------|
| 2 監査対象 | 聖籠町教育委員会社会教育課
NPO法人 スポネットせいらう |
| 3 監査期間 | 令和3年11月11日(木) |
| 4 監査委員の氏名 | 聖籠町代表監査委員 二宮 秀男
聖籠町監査委員 田中 智之 |

第2 監査結果

令和元年7月3日に実施した監査の際に指摘した事項について、特に次の項目の確認を行った。

(1) 定款における総会成立要件の明確化について

令和3年5月29日に開会された総会において、総会成立要件明確化の改正案を示し了承を得、具体的に改正作業を行っていた。次期総会で改正案の成立を諮ることの説明を受け、改善の方向に進んでいることを確認した。

(2) 「スポネットせいらう」の法人格について

現在スポネットは「特定非営利活動法人」であるが、個人や企業等の寄付が税制上優遇されることで、NPO法人の活動への支援が一層大きくなり得る「認定特定非営利活動法人」に格上げを目指すよう指摘した。これに関しては資料等を取り寄せて調査研究を行っているとのこと。事前チェックシートにおける該当要件のハードルは高く難しい面もあるが、3,000円以上の寄付者を年間平均100人以上確保するという要件については実現の可能性はあるとの見解であったため、積極的に取り組むよう要請した。

以上